環保第1956号 令和4年12月1日

大分市長 佐藤 樹一郎 殿

大分県知事 広瀬 勝貞

新環境センター整備事業に係る環境影響評価準備書に対する意見について

令和4年6月28日付けで提出のあった上記環境影響評価準備書について、大分県環境 影響評価条例第20条第1項の規定による意見は、下記のとおりです。

記

1 総括的事項

動植物及び生態系に関する現地調査については、環境影響評価実施計画書に対する知事意見を踏まえた調査手法の再検討が十分に行われたとは認められず、遺憾である。

評価書の作成に当たっては、知事意見を勘案して必要な修正、整理を行い作成すること。 事業計画の検討に当たっては、環境影響評価結果を十分に踏まえ、地域住民等の生活環境への影響を可能な限り回避又は低減するため、利用可能な最善の公害防止技術等を採用すること。

また、工事中及び供用時の事後調査は、詳細設計の内容に応じて必要な見直しを行った 上で供用開始後も十分な期間実施し、調査結果は定期的に情報公開するなど、地域住民へ 十分周知するとともに、住民からの環境保全の見地からの意見には適切に対応すること。

2 個別事項

(1) 大気質

処理方式の選定(プラントメーカーの選定を含む)に当たっては、環境影響評価の結果も十分考慮し、環境配慮事項及び環境保全措置として記載された事項を適正に実施することはもとより、地域住民の生活環境への影響を可能な限り回避又は低減するための最善の公害防止技術の導入に努めること。

今後の詳細設計において排出源の諸元について見直しが生じる場合は、大気質の予測結果の妥当性を再度検証し、必要に応じて新たに環境保全措置を講じること。

(2) 騒音·振動

対象事業実施区域に近接する主要道路(国道 10 号)は、すでに環境基準を超過している区間があることから、工事の資材等運搬車両及び供用時の廃棄物運搬車両については、搬入時間帯及び搬入ルートの分散化、中継地点の設置などの環境保全措置を講じることにより、可能な限り自動車騒音の低減に努めること。

対象事業実施区域の周辺地域は、静穏な環境であることから、事後調査の実施により、 周辺住民の生活環境に影響を与える騒音(低周波音含む)及び振動が確認された場合は、 環境保全措置を講じ、影響の低減に努めること。

(3) 悪臭

処理方式の選定に当たっては、環境影響評価の結果も十分考慮し、環境保全措置として記載された事項を適切に実施することはもとより、地域住民の生活環境への影響を可能な限り回避又は低減するための最善の公害防止技術の導入に努めること。

事後調査において、供用による影響が環境保全目標を上回った場合は、適切な環境保 全措置を講じることにより環境保全目標を遵守すること。

(4) 水質、地形及び地質

ア 工事の実施に伴って発生する濁水の処理については、濁水発生量の予測結果を踏まえ、十分な規模の沈砂池を設置するとあるが、近年の気象状況から予測条件を上回る降雨量にも対応できるよう、必要に応じて濁水処理装置等を設置するなど、生活環境への影響を可能な限り回避又は低減するための最善の公害防止技術の導入に努めること。

イ 事業実施対象区域は砕石場跡地であるため、採掘により形成されたひな壇状の急 斜面が周囲に残されたままである。今後の造成計画の検討においては、この斜面の砂 岩泥岩互層が風化によりブロック状の岩片となり崩落することがないか、十分に調 査、検討し、必要に応じて崩落対策を講じること。

(5)動植物及び生熊系

ア 魚類調査において、現地調査によって確認した個体数の記載がないので、評価書には記載すること。また、聞き取り調査や文献調査で得られた情報及び調査手法の目的とその選択理由についても再度整理し、評価書に記載すること。

イ 対象事業実施区域の東側は最も自然度が高い場所であり、本事業の実施による動植物、生態系への影響を評価する上で重要な地域である。

工事着手前の現況把握のためとして、環境影響評価手続とは別に追加で実施して

いる哺乳類及び昆虫類の調査についても、調査結果を県知事に報告するとともに、詳細設計や環境保全措置に役立てること。また、追加調査の結果により確認された種についても、事後調査の実施を検討すること。

- ウ 猛禽類調査において、サシバ等希少猛禽類が確認されているが、調査手法として 提示している2繁殖期目の調査を実施しないまま土地改変区域近隣での繁殖の可能 性はない又は低いとしている。2繁殖期目の調査を実施しなかった根拠を評価書に 記載すること。
- エ 改変区域内で生息や繁殖が確認された動物の保護対策として、対象事業実施区域 内の緑地に創出するとしている小池については、適地を十分に検討して設置し、動 物の生息環境が維持されるよう、適切に管理を行うこと。
- オ 改変区域内で確認した植物の重要種について、既存文献の生育環境情報をもって 地域個体群への影響を軽微であると予測しているが根拠として不十分である。既存 文献の情報確認のための現地確認を行うなど予測手法を見直した上で影響の度合い を判断すること。

移植に当たっては、適地を小池の低茎草地内としているが、小池の創出場所や時期が未定であり、創出後の小池周辺の自然環境が不明なため、適地であるかの判断は、 慎重に行うべきである。移植先候補地の現地調査を十分に行って移植先を選定し、移 植時期に応じて十分な期間の事後調査を行うこと。

カ 事後調査の調査期間は、植物の重要種の移植時期や小池の創出時期に応じて必要 な見直しを行った上で決定すること。

また、対象事業実施区域内外で確認された動植物の重要種の数の減少や衰退等の傾向が認められた場合には、速やかに保全措置を講じるとともに、必要に応じ調査期間の延長を検討すること。

対象事業実施区域外で確認された動物の重要種については、事業実施後も保全していくために、環境保全措置を確実に実施するとともに、環境保全措置実施後の周辺環境も含めた生息状況の変化について、事後調査としてモニタリングを実施することを検討すること。

キ 林縁部の樹木伐採においては、重要種を伐採することがないよう注意すること。 緑化については、地域の自然植生の特性を十分に踏まえ、重要種が生育する林縁部の 保護についても考慮し、緑化方針及び緑化工法を慎重に検討すること。

また、生態系被害防止外来種リスト (環境省及び大分県) の掲載種が混入しないよ

う努めるとともに、地元専門家からの助言を十分に聴取しながら、地域性在来植物を可能な限り活用し、地域生態系の保全に配慮した緑化とすること。

(6) 景観

対象事業実施区域は、大分市景観計画において自然景観保全エリアに指定されているため、地域の特徴を活かした景観の保全と自然と調和した景観形成について十分に 考慮し、景観形成基準を遵守すること。

具体的には、遠望できる山等への眺望を阻害しない建物高さとし、地域の里山や緑地の改変面積を最小限にすること。また、植樹等を積極的に行い、地域の植生に類似した 樹種を選定するなど、周辺との調和に努めること。

さらに、施設の配置、形状、高さ、色彩等については、周辺の道路や集落からの視認性を考慮し、建物等による圧迫感を軽減するとともに、自然に溶け込むような形態意匠となるよう検討すること。

(7) 廃棄物等

工事の実施及び事業活動に伴って生じる廃棄物等については、その発生の抑制及び 再利用等に努めること。最終処分量を低減させるため、処理方式を選定した後には、焼 却残渣の発生量の抑制及び再資源化手法を十分に検討すること。

(8) 温室効果ガス等

温室効果ガス等の供用による影響の評価においては、施設の稼働に伴う温室効果ガス排出量と廃棄物搬出入車両からの温室効果ガス等の排出を部門ごとに区分して評価し、その結果から環境保全措置を検討すること。

処理方式の選定に当たっては、処理方式毎の排出量、発電による削減量、残渣資源化 に伴う排出量等を可能な限り把握し、温室効果ガス等の削減効果を勘案すること。発電 効率のよい発電設備の設置や二酸化炭素の回収施設の設置など、利用可能な最善の技 術の導入を検討すること。

当該事業は国の 2050 年カーボンニュートラルの実現、地球温暖化対策計画の推進を 踏まえ、地球温暖化の防止に寄与する施設を目指すことを目標としているため、環境負 荷を低減した施設になるよう配慮すること。

(9) その他

評価書の作成に当たっては、準備書から追加する情報を含めて再度記載する情報を整理し、図示する趣旨を踏まえた図表、見出しや注釈を工夫するなど、わかりやすい図書となるよう努めること。